

◆ 経済学部履修細則

札幌学院大学経済学部履修細則

平成3年4月1日
制 定

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学科課程及び授業科目（第2条—第6条）
- 第3章 履修科目の登録及び履修方法（第7条—第12条）
- 第4章 試験及び単位の認定（第13条—第18条）
- 第5章 卒業見込証明書の発行（第19条）
- 第6章 編入学及び転学部・転学科（第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、札幌学院大学学則（以下「学則」という）第20条の規定に基づき、経済学部学生の履修に必要な事項を定める。

2 この細則に定めのない事項又はこの細則により難しい事情のあるものについては、経済学部教授会で、特別の定めをすることができる。

第2章 学科課程及び授業科目

（課程修了の要件）

第2条 学則第10条、第11条及び第12条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授 業 科 目 の 区 分		必 要 単 位 数
教養科目	基礎科目群	英語ⅠA、英語ⅡA、英語ⅠB、英語ⅡB、英語ⅢB、英語ⅣBから4単位以上。 論述・作文A、論述・作文B、コンピュータ基礎A、コンピュータ基礎Bは履修必修。 なお、「日本語A」「日本語B」「日本語C」「日本語D」「応用日本語A」「応用日本語B」は外国人留学生に限り履修できる科目である。
	人文・社会・健康・自然科目群	「日本事情A」「日本事情B」は外国人留学生に限り履修できる必修科目である。
	キャリア・総合科目群	職業と人生Ⅰは履修必修。
教 養 科 目 計		合計 28 単位以上修得すること。
専 門 科 目		必修、選択必修科目を含め 76 単位以上修得すること。
教養科目 あるいは 専門科目 から		0～20 単位
合 計		124 単位以上

（コース制）

第3条 国際経済、地域経済、キャリア・アップ・プログラムの3コースを置く。

2 キャリア・アップ・プログラムコースに、公共政策（公務員養成）、金融（FP）、情報（IT）、社会調

査の4プログラムを置く。

(授業科目)

第4条 学則第8条の2に規定する教養科目については、選択必修科目及び選択科目からなる。

2 選択必修科目とは、次に掲げる各科目群のうちから指定された科目数、単位数以上を修得しなければならない科目をいう。

基礎科目群

英語ⅠA、英語ⅡA、英語ⅠB、英語ⅡB、英語ⅢB、英語ⅣB

→4単位以上

3 選択科目とは各人が選択し、履修できる科目をいう。

基礎科目群

英語ⅢA、英語ⅣA、応用英語A、応用英語B、応用英語C、応用英語D、初級独語A、初級独語B、初級独語C、初級独語D、応用独語A、応用独語B、応用独語C、応用独語D、初級仏語A、初級仏語B、初級仏語C、初級仏語D、応用仏語A、応用仏語B、応用仏語C、応用仏語D、初級中国語A、初級中国語B、初級中国語C、初級中国語D、応用中国語A、応用中国語B、応用中国語C、応用中国語D、初級韓国語A、初級韓国語B、初級韓国語C、初級韓国語D、応用韓国語A、応用韓国語B、応用韓国語C、応用韓国語D、日本語A、日本語B、日本語C、日本語D、応用日本語A、応用日本語B、コンピュータ応用A、コンピュータ応用B、コンピュータ応用C、コンピュータ応用D

人文・社会・健康・自然科目群

哲学、倫理学、宗教学、生命と環境の倫理、人間の言語のしくみ、世界の言語と日本語、言語と社会、言語文化論、生命科学、生物進化、北海道の生物、物理学、地学、統計学、言語と数理、地球の科学、日本史、北海道史、日本近代史、アジア史、欧米史、中東イスラム史、日本文学、外国文学、世界の民族音楽、映像文化、ヨーロッパの美術、東洋の美術、文化人類学、日本語を教えるA、日本語を教えるB、日本事情A、日本事情B、アジア事情A、アジア事情B、スポーツA、スポーツB、心理学、日本国憲法、現代と法、人権論、くらしと現代経済、社会学、北海道社会論、教育学、現代ビジネス論、現代の福祉、生態学、環境論、健康科学、スポーツと健康、日本史概説、西洋史概説、東洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌学概説、法学概説、経済学概説

キャリア・総合科目群

キャリア数学A、キャリア数学B、キャリア数学C、企業の経営と仕事、地域貢献、地域貢献活動、職業と人生Ⅱ、職業と人生Ⅲ、職業と人生Ⅳ、教養ゼミナールA、教養ゼミナールB、全学共通特別演習A、全学共通特別演習B、全学共通特別演習C、全学共通特別演習D

第5条 学則第8条の2に規定する専門科目については、必修科目、選択必修科目及び選択科目からなる。

2 必修科目とは、必ず履修し、単位を修得することが課程修了の要件となっている科目をいい、次のとおりとする。

経済学部での必修科目は、次のとおりとする。

導入科目群

プロ・ゼミナール、経済学入門A、経済学入門B、ビジネス演習A

ゼミナール

専門ゼミナールⅠ

国際経済コースでの必修科目は、次のとおりとする。

国際経済論Ⅰ、産業組織論Ⅰ、日本経済論Ⅰ

地域経済コースでの必修科目は、次のとおりとする。

日本経済論Ⅰ、地域経済論、北海道経済論A

キャリア・アップ・プログラムコース 公共政策（公務員養成）プログラムでの必修科目は、次のとおりとする。

公務員対策特別演習C、公務員対策特別演習D、公務員対策特別演習E、公務員対策特別演習F

キャリア・アップ・プログラムコース 金融（FP）プログラムでの必修科目は、次のとおりとする。

ファイナンシャル・プランニングA、ファイナンシャル・プランニングB、

ファイナンシャル・プランニングC、ファイナンシャル・プランニングD

キャリア・アップ・プログラムコース 情報（IT）プログラムでの必修科目は、次のとおりとする。

プログラミングⅠ、マルチメディア処理論Ⅱ、データベース基礎Ⅰ、情報通信ネットワーク論Ⅱ

キャリア・アップ・プログラムコース 社会調査プログラムでの必修科目は、次のとおりとする。

資料収集法、データ解析、社会調査演習

3 選択必修科目とは、次に掲げる各科目群のうちから指定された単位数以上を修得しなければならない科目をいう。

初年次科目群

憲法入門、民法入門、社会調査入門、情報システムの基礎、社会と情報、簿記

→4 単位以上

専門基礎科目群（Ⅰ群）

ミクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰ、統計学Ⅰ、政治経済論Ⅰ

専門基礎科目群（Ⅱ群）

経済学特別講義A、ミクロ経済学Ⅱ、マクロ経済学Ⅱ、統計学Ⅱ、政治経済論Ⅱ、日本経済史Ⅰ、西洋経済史Ⅰ、社会政策Ⅰ、企業論Ⅰ、基本数学、ビジネス演習B

専門基礎科目群（Ⅲ群）

日本経済史Ⅱ、西洋経済史Ⅱ、社会政策Ⅱ、企業論Ⅱ、経済統計学、財政学Ⅰ、金融論Ⅰ、公共経済学Ⅰ

専門基礎科目群（Ⅳ群）

金融論Ⅱ、財政学Ⅱ、公共経済学Ⅱ

専門基礎科目群（Ⅴ群）

データ解析基礎Ⅰ、社会調査方法論、マルチメディア処理論Ⅰ、会社法A（ガバナンス）、データ解析基礎Ⅱ、社会調査基礎演習、ウェブデザイン論Ⅰ、情報通信ネットワーク論Ⅰ

→Ⅰ群6単位、Ⅱ群6単位、Ⅲ群6単位、Ⅳ群2単位、Ⅴ群4単位を含めて、30単位以上修得

国際経済コースでの選択必修科目は、次のとおりとする。

国際経済論Ⅱ、国際経済特別講義、EU経済論、アジア経済論、国際金融論、応用マクロ経済学、労働経済論、ファイナンス論、産業組織論Ⅱ、経済数学、計量経済学、経済学特別講義B、英語と海外文化A、英語と海外文化B、海外フィールドワークA、海外フィールドワークB、海外フィールドワークC、インターンシップ、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣ、卒論指導

→10 単位以上修得

地域経済コースでの選択必修科目は、次のとおりとする。

日本経済論Ⅱ、北海道経済論B、地方財政論、農業経済論、環境経済論、都市経済論、経済学特別講義C、産業調査演習、地方自治論、地域金融論、地域社会論、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣ、卒論指導

→10 単位以上修得

キャリア・アップ・プログラムコース 公共政策（公務員養成）プログラムでの選択必修科目は、次のとおりとする。

公務員対策特別演習A、公務員対策特別演習B、地域経済論、都市経済論、地方財政論、北海道経済論B、憲法C（訴訟）、行政学特論A、行政学特論B、刑事政策、刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ、行政学、行政法A（作用法）、行政法B（組織法）、地方自治論、公務員対策特別演習G、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣ、卒論指導

→10 単位以上修得

キャリア・アップ・プログラムコース 金融（FP）プログラムでの選択必修科目は、次のとおりとする。

日本経済論Ⅰ、国際経済論Ⅰ、国際金融論、ファイナンス論、労働経済論、民法A（総則・物権）、民法B（債権）、会社法B（ファイナンス）、会社法C（組織再編）、税法Ⅰ（概説）、税法Ⅱ（法人税法）、社会保障法、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣ、卒論指導

→10 単位以上修得

キャリア・アップ・プログラムコース 情報（IT）プログラムでの選択必修科目は、次のとおりとする。

日本経済論Ⅰ、国際経済論Ⅰ、国際金融論、ファイナンス論、プログラミングⅡ、
データ構造とアルゴリズム論、コンピュータアーキテクチャ、ウェブデザイン論Ⅱ、
ソフトウェア制作論、情報セキュリティ論、データベース基礎Ⅱ、情報と職業、
知的財産法A（著作権法その他）、知的財産法B（特許法その他）、専門ゼミナールⅡ、
専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣ、卒論指導

→10 単位以上修得

キャリア・アップ・プログラムコース 社会調査プログラムでの選択必修科目は、次のとおりとする。

地方財政論、農業経済論、環境経済論、都市経済論、行政学、地方自治論、地域メディア論、
地域社会論、社会システム論、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣ、卒論指導

→10 単位以上修得

4 第4学年配当科目である、専門ゼミナールⅢ、専門ゼミナールⅣについては専門ゼミナールⅡを修得しなければ履修できない。

5 各コース必修科目、選択必修科目として単位修得する科目を除き、経済学部の専門科目あるいは教養科目から選択できる。

→20 単位以内修得

（授業科目の編成）

第6条 授業科目の編成については、別に定める。

第3章 履修科目の登録及び履修方法

（履修登録）

第7条 学生は、毎年、学年当初の指定された登録期間に履修登録をしなければならない。

2 前項の履修登録を行った学生は、必要がある場合には後期開始当初の指定された登録期間に履修登録の変更を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項の登録期間に後期のみの履修登録をしなければならない。

（1）前期に休学し、後期から復学する場合

（2）学則第13条の2で規定する他の大学又は短期大学における授業科目の履修あるいは同第13条の2第2項で規定する外国の大学又は短期大学への留学のため、学年の始めに履修登録ができなかった場合

（履修登録の承認）

第8条 前条に規定する履修科目のうち卒論指導及び専門ゼミナールⅠ・専門ゼミナールⅡ・専門ゼミナールⅢ・専門ゼミナールⅣについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。

（最高履修単位数）

第9条 第2条で指定する授業科目について、学生が各学年において履修登録することができる最高履修単位数は、次表によるものとする。

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
42 単位	48 単位	48 単位	48 単位	186 単位

2 すでに単位を修得した科目は、再履修登録することができない。

3 次の各号に掲げる科目は、各配当年に必ず履修登録しなければならない。

（1）教養科目 基礎科目群

論述・作文A、論述・作文B、コンピュータ基礎A、コンピュータ基礎B

（2）教養科目 キャリア・総合科目群

職業と人生Ⅰ

（学年配当）

第10条 履修登録は、各学年に配当された科目に限る。ただし、下級学年に配当されている科目の履修登録を妨げない。

（他学部及び他学科授業科目の履修）

第11条 学則第12条に規定する他学部及び他学科に属する授業科目の履修については、別に定めるところ

による。

(諸資格課程)

第12条 学則第14条、第15条及び第16条に規定する教職課程、学芸員課程及び社会教育主事については、別に定めるところによる。

第4章 試験及び単位の認定

(出席制度)

第13条 授業科目において、出席制度を採用することができる。

(単位の認定)

第14条 各授業科目における単位の認定は、原則として試験によって行う。ただし、試験により難しい科目については、レポート及び平素の成績によって認定することができる。

(定期試験)

第15条 試験は各学期末試験、各学期の中間試験及び担当者の判断により随時行う試験とし、科目毎に4単位の科目は2回以上、2単位の科目は1回以上実施することを原則とする。

2 前項の試験実施において、1授業科目のうち1回でも受験を放棄した場合は、原則として当該履修科目は無効とする。

3 受験資格、注意事項等については、別に定めるところによる。

(追試験)

第16条 前条に規定する試験を受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。

2 追試験の受験資格等については、別に定めるところによる。

(再試験)

第17条 第15条に規定する定期試験において合格点に達しなかった者に対し、再試験を行うことがある。

2 前項に規定する再試験は、外国語科目及び専門科目のみとする。

3 再試験の受験資格等については、別に定めるところによる。

(不正行為の処置)

第18条 試験において、不正行為が行われた場合は、当該試験期間の全受験科目(平常点評価科目・レポート提出科目は除く)の単位を認めない。また、教授会は当該学生に対して適当な処置を行うことができる。

2 前項の処置については、公示する。

第5章 卒業見込証明書の発行

(卒業見込証明書の発行基準)

第19条 卒業見込証明書の発行は、第3学年末における修得単位数の合計が90単位以上であり、かつ第4学年の履修単位数を含め、卒業要件を満たすことを基準とする。

2 前項の基準に満たない者については、第4学年前期成績を考慮して卒業見込証明書を発行することができる。

3 前2項により卒業見込証明書を発行できる者であっても、当年度内に卒業要件を満たさないことが判明した場合には、卒業見込証明書を発行しない。

4 第4学年で卒業延期となった者については、前3項を準用する。

第6章 編入学及び転学部・転学科

(編入学及び転学部・転学科)

第20条 学則第33条及び第34条に規定する編入学及び転学部・転学科の取り扱い、単位の認定並びに履修の方法等については、別に定めるところによる。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第5条第3項、第4項及び第8条に定める科目のうち、専門ゼミナールⅣは、平成26年度から平成27年度までの入学生にも適用する。